

京都市告示第480号

京都市梅小路公園の市電ひろばから、京都市梅小路公園条例施行規則第2条の規定に基づき、供用しない日の臨時変更について次のとおり申請があったため、これを承認します。

平成26年12月26日

京都市長 門川 大作

期間	区分		供用しない日
平成26年12月28日(日)から27年1月4日(日)まで	店舗 市電ひろば内に存するもの 市電ショップ	変更後	1月1日及び12月31日
		現行	1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで
平成26年12月28日(日)から27年1月4日(日)まで	店舗 市電ひろば内に存するもの 市電カフェ	変更後	1月1日から同月3日まで及び12月29日から12月31日
		現行	1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

(南部みどり管理事務所)